

第六条第二項中「規則で定める」を「規則」に改める。

第十条第五十一号中「行つた」を「行つた」に改め、同条第五十四号中「特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替へて準用する場合を含む。次号及び第五十六号において同じ。）に該当する場合及び」を削り、同条第五十五号及び第五十六号中（特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書（実用新案法第五十五条第一項において読み替へて準用する場合を含む。）を削り、同条第五十八号中「法第十二条第三項において準用する特許法第八十六条第三項本文に規定する情報について請求する場合であつて同項ただし書に該当する場合及び国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。」を削る。

第二十三条第一号イ中「及び第五十一号から第五十二号まで」を「第五十一号及び第五十二号」に改め、同号ヲをソとし、同号ヨ中「この号ヲを」を「この号ソ」に「から力まで」を「からタまで」に改め、同号ヲをレとし、同号ルから力までを二つづつ繰り下げ、同号又をルとし、ルの次に次のように加える。

第二十三条第一号の次に次のように加える。
又 意匠法第六十条の七の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面の提出
第二十三条第二号中「からタまで」を「からソまで」に改め、同条第三号中「第二十九号から第三十一号まで」を「第三十一号から第三十三号まで」に「からタまで」を「からソまで」に改め、同条第七号中「からハまで」を「からホまで」に改め、ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとする。

第二十三条の四第一号及び第二号中「からタまで」を「からソまで」に「第二十九号から第三十一号まで」を「第三十一号から第三十三号まで」に改め、同条第十五号中「同規則」を「同令」に「同施行規則」を「同令」に改め、同条第二十五号中「からタまで」を「からソまで」に改める。

第三十四条の二中「第二十七号、第二十八号、第二十九号及び第三十号、第三十一号及び第三十二号から第四十号まで」を「第二十九号及び第三十号、第三十一号及び第三十二号まで及び第四十号」を「第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号」に改め、同条第十四号及び第二十一号中「行つた」を「行つた」に改め、同条第四十一号を第四十三号とし、第三十三号から第四十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三十二号中「行つた」を「行つた」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条第二十七号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十六号中「行つた」を「行つた」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

第二十五 意匠法第六十条の七の規定による意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた旨を記載した書面の提出
第三十五条第二項中「あつて」を「あつて」に、「よつて」を「よつて」に改める。
第六十条の十中「同条」を「第四十二条の二に、第六十条の二及び第六十条の三を」第六十条の三及び第六十条の四」と、第四十三条中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」に改める。

附 則
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

告 示

○内閣府告示第五百二十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十六条第一項の規定に基づき、総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（平成二十四年十月九日内閣府告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
二中「香川県高松市亀井町六番地一」を「香川県高松市亀井町七番地九」に改める。

○国家公安委員会告示第七号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三十三条において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。
平成二十九年二月二十四日
国家公安委員会委員長 松本 純

氏名 ゴルブジン・ヘクマティヤル (GULBUDDIN HEKMATIYAR)
名簿に記録された年月日 2003年2月20日 (2011年5月16日に改訂)
名簿記録の国名等 01-44

○国家公安委員会告示第八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百零一条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第一百零一条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。
平成二十九年二月二十四日
国家公安委員会委員長 松本 純

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前																						
<p>国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分</p> <table border="1"> <tr> <td>路線名</td> <td>区 間</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海老名市中新田から成田市まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東金市から木更津市まで</td> <td></td> </tr> </table>	路線名	区 間	[略]	[略]	茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで		海老名市中新田から成田市まで		東金市から木更津市まで		<p>国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [同上]</p> <table border="1"> <tr> <td>路線名</td> <td>区 間</td> </tr> <tr> <td>[同上]</td> <td>[同上]</td> </tr> <tr> <td>茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海老名市中新田から茨城県猿島郡境町まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>つくば市から成田市まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東金市から木更津市まで</td> <td></td> </tr> </table>	路線名	区 間	[同上]	[同上]	茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで		海老名市中新田から茨城県猿島郡境町まで		つくば市から成田市まで		東金市から木更津市まで	
路線名	区 間																						
[略]	[略]																						
茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで																							
海老名市中新田から成田市まで																							
東金市から木更津市まで																							
路線名	区 間																						
[同上]	[同上]																						
茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで																							
海老名市中新田から茨城県猿島郡境町まで																							
つくば市から成田市まで																							
東金市から木更津市まで																							

備考 表中「」の記載は注記である。
附 則
この告示は、平成二十九年二月二十六日から施行する。